

## 平成 27 年度 愛媛県行政書士会松山支部定時総会議事録

日 時：平成 27 年 5 月 23 日（土）午後 2 時 30 分から午後 5 時 00 分まで  
場 所：ホテル JAL シティ松山  
支部会員総数：268 名  
出席者数：168 名（当日出席者 56 名、議決権行使書提出者 112 名）  
（無効な議決権行使書 8 通）

### 議 事

#### 【司会者：田之内理事（以下、司会者）】

皆さん、今日は、平成 27 年度松山支部定時総会を始めたいと思いますので、まず、始める前に、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードにしたうえで、通話の方はご遠慮願いたいと思います。

それでは、平成 27 年度松山支部定時総会を始めたいと思います。本日はご多忙中にもかかわらず、平成 27 年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会へのご出席ありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます理事の田之内貴志でございます。何分不慣れなことゆえ、至らぬ点もあろうかと思いますが、皆様方のご協力を得て、本日の定時総会が円滑に進行できますよう努めてまいりますので、よろしくお祈りいたします。

なお、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定して、会場内での通話をご遠慮いただきたいと思います。また懇親会に出席されないでお帰りの際には、名札を受付までご返却ください。

本日の予定は、午後 5 時までの審議、午後 5 時半から懇親会の予定となっております。それでは、定時総会次第に従って最初に開会の言葉を久保副支部長よろしくお祈りいたします。

#### 【久保副支部長（以下、副支部長）】

今日は、平成 27 年度愛媛県行政書士会松山支部の総会を開催したいと思います。よろしくお祈りいたします。

#### 【司会者】

続きまして、物故会員に対しまして黙祷を捧げます。入川理事よろしくお祈りいたします。

#### 【入川信二理事】

総会に先立ちまして、ご逝去されました「高橋秀雄会員」「田口竜司会員」に謹んで哀悼の意を表し黙祷を捧げたいと思います

黙祷。

— 一同黙祷 —

#### 【入川理事】

お直りください。有難うございました、ご着席ください。

#### 【司会者】

支部長より挨拶を申し上げます。支部長よろしくお祈りいたします。

#### 【山本支部長（以下、支部長）】

皆様今日は、本日はお忙しい中平成 27 年度定時総会のご案内をさせていただきましたところ、沢山の皆様にご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。私も 4 年前色々熱い思いを抱きながら、松山支部長に立候補させていただきました。色々な事がありながら 4 年間首をつなげてやってくることが出来ました。

これも、ひとえに皆様のご協力のたまものだと思っております。この 4 年間で松山支部内の制度の方も変えていって少しでも良くしていこうと言う思いでやって参りましたが、まだまだ不備な点等あ

りますので、本日来られました皆様に色々なご意見を頂戴しながら、よりよい松山支部を作っていきたいと思っておりますので、今日はクールビズということで涼しい格好で来られておりますが、議論の方は熱い議論をよろしく願います。

本日はどうも有難うございました。

— 一同拍手 —

#### 【司会者】

本日は、愛媛県行政書士会会長矢野浩司様にご臨席賜っておりますので、ご挨拶を頂戴したいと思います。 矢野会長、よろしく願います。

#### 【矢野会長】

どうも皆さん今日は。クールビズというのにクールビズじゃ無くて申し訳ありません、一応来賓ですので、と言うのも私はあまりクールビズ賛成派ではありません。それはさておきまして、本日は、平成 27 年度の愛媛県行政書士会松山支部の定時総会が、このように沢山の皆様の参加の下で開催されますことを、まづもってお喜びを申し上げます。

平素は、山本支部長をはじめ松山支部の皆様方には愛媛県の中核支部として本当に大切な所を大変お支えいただいておりますことを、この場をお借りしまして厚く感謝を申し上げます。

さて、松山支部では本会の方ではやらないようなちょっと変わった研修会、例えばここにもありますが、元刑事さんを講師に迎えて相手の心理の見抜き方といったような、そういう研修あるいは、ミニ研修会、これは私も参加させていただいているんですが、建設業の業務やっている者が集まってより深いところを議論しようと、言うような研修会をされたりですね、無料相談会をされたり、本当に中核支部としての役割をしっかりと果たしていただいていることを本当にありがたく思っております。

もちろん、10月の広報月間におきましては、無料相談会の開催等のご協力を頂きましたし、また行政書士会のほうで実施しました事業承継フォーラムにおいても、色々な面でご協力を頂きました。本当に有難うございます。

さて、株価が上がり輸出産業は空前の利益を上げているということで、景気の回復ということが言われておりますが、残念ながら、この松山を含んだ地方都市にあつては、正直実感できるところになっていないと思います。そういう中で、本会もより稼げる行政書士の実現ということで、色々な取組みをさせていただきました。例えば、愛媛県知事さん日頃から行政書士会を懇意にいただいておりますが、知事の協力を得まして、知事への要望書を出し非行政書士の排除といった文書を各県の窓口あるいは、警察、そして各市町への文書を出していただきました。

さらに、県のホームページの申請書のダウンロードのページには、行政書士制度と称したリンクが張られ、そこに行政書士制度のことが書かれております。

そういったことではございますが、やはり各窓口での対応というのはこの支部の活動、あるいは各窓口を訪れる先生方お一人お一人の活動にやはりその実を結ぶことがかかってくると思います。

どうか、申請等に行かれた際は既にご案内させていただいておりますとおり、各市町には県から行ったりしますし、我々行政書士会からもそういう文書が行っております中で、よろしく願います、といった内容の文書も出さしていただいておりますので、その辺りもしっかりと活用していただいて、行政書士でない方が窓口で活動しないというふうなことについて、皆様お一人お一人がお力を貸していただければと思います。

また、事業承継等をはじめ中小企業支援、これは私が連合会の第一業務部でも積極的に取り組ましているところですが、こういった行政書士業務に十分なり得る、行政書士の業務であり得るところありながら、まだまだ十分に開いていないところをしっかりと、皆様方がしっかりと実績を作っていただければ、大変有難いと思っております。

最後になりましたが、特定行政書士の研修のご案内が行っていることと思います。どうか、一人でも多くの方が、ご参加を頂きましてこの悲願であった行政不服申立てにおける代理といった業務分野を、我々の業務分野として根ざしていけるように、こちらの方もお願いしたと思います。来週 28日には本会の総会もございまして、今年は知事が県外に出張ということもありまして、知事がお越しいただけませんが、北山連合会長が本会総会にはお越しいただける予定でございまして。特定行政書士も含めて今の行政書士会連合会での色々な話も聞けると思っておりますので、是非とも参加いただけますことをお願いし、本日の総会が盛会でありますことをお喜び申し上げ、開会に当たっての

ご挨拶とさせていただきます。  
本日はよろしく願いいたします。

－ 一同拍手 －

【司会者】

有難うございました。  
続きまして、新入会員のご紹介に移ります。東理事よろしく願いします。

【東理事】

それでは紹介します。平成 26 年度松山支部新規登録者、議案書の 25 ページをご確認ください。  
順次、名前をご紹介させていただきます。なおご出席の会員は恐れ入りますが、前の方に出てお  
並びください。

－ 議案書 25 ページを順次読上げ －

それでは、ここでお一人ずつ自己紹介をお願いいたします。

「中矢伊知郎会員」「降旗徹会員」「宇都宮亮介会員」順次挨拶

新入会員の皆様の、今後のご活躍を祈念して今一度盛大な拍手をお願いいたします。

－ 一同拍手 －

それでは新入会員の皆様、席にお戻りください。

【司会者】

それでは総会成立宣言に移りたいと思います。

愛媛県行政書士会松山支部規則第 13 条第 1 項及び第 2 項により、「支部総会は、支部個人会員を  
もって構成し、支部個人会員の 3 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。この場合  
において、議決権を行使した支部個人会員は出席したものとみなす。」とあります。

本日現在、議決権を有する支部個人会員総数は 268 名であり、会議の定足数は 90 名以上であり  
ます。

本日 14 時 30 分現在の出席会員数は 56 名です。

議決権行使書を提出した会員数は 120 名で、有効な議決権行使書が 112 通、無効な議決権行使  
書が 8 通です。無効な議決権行使書の内訳を申し上げます。

- ・賛否の記載があるも押印が無いもの
- ・賛否の記載もなく署名押印がないもの
- ・議決権行使書の内容を変更しているもの

なお、各議案の賛否数につきましては、それぞれの議事の中でお知らせします。

従いまして、出席者と、出席とみなされる議決権行使書提出者を合わせた出席個人会員総数は、  
168 名であり、定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立していることをここにご報  
告いたします。

続きまして議長の選任に移ります。総会の議長は、支部規則第 19 条第 1 項により、「支部総会  
において選任する。」とあります。議長の選任方法についていかが取り計らいましょうか。

－ 会場より司会者一任との発声 －

有難うございます。それでは「司会者一任」とのご提案を頂きましたが、ご異議ございませんか。  
それでは私司会より「能田雅雄」会員を議長候補として提案させていただきます。ご異議ございませ  
んでしょうか。拍手をもってご承認頂けますでしょうか。

－ 会場より一同異議無し －

拍手多数をもって能田会員を議長に選任いたしました。それでは能田会員、議長席にご登壇ください。

－ 拍手多数 －

拍手多数をもって能田雅雄会員を議長に選任しました。それでは能田会員議長席に登壇ください。これより議事進行を議長にお願いいたします。

【議長 能田会員（以下、議長）】

ただいま議長に選任されました能田でございます、一言ご挨拶を申し上げます。

本日のご出席の皆様は、私よりベテランで議長として適任の方ばかりなのですが、ご推挙を頂きましたので、僭越ではございますが、議長を務めさせていただきます。

会員の最高の意思決定機関である総会の議長を仰せつかり、身の引き締まる思いでございます。この会を実りあるものとするためには、皆様方のご意志、ご意見、総意がどうかということが、そこがきちんと反映されるそこが大切な所だろうと思います。是非、最後までご協力いただけますようお願い申し上げます。

『議長は副議長を指名できる』ということで、松山支部規則第 19 条にありますので。

昨年に引き続き川添知子会員に副議長をお願いしたいと思っております。皆様のご了解をいただき、川添先生には、総会のスムーズな運営のため、議長の相談役として、ご協力を願います。川添先生一言ご挨拶をお願いします。

【副議長 川添会員（以下、副議長）】

副議長に選任されました川添です。よろしく申し上げます。

【議長】

それでは座って進行させていただきます。

それでは、挨拶が終わりましたのでただいまから支部総会の議事を開始したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議事の中で、定足数の確認が必要ということになっておりますが、先ほど事務局の方から本総会が 268 名の会員に対して 168 名のご参加を得ているということで、議決権行使書を含めてですね、参加をいただいているとの報告を受けておまして、定足数であります 90 名を越えておりますので、有効に成立しているということで進めさせていただきます。

それでは議事の進行についての説明をさせていただきます。何点か審議についてのお願いがございます。既に皆さんの所にお配りしております、総会議案書に記載していますが、本日の議案は 6 件報告が 2 件ございます。

第 1 号議案が 26 年度事業報告、第 2 号議案が 26 年度決算報告、それから監査報告がございます。

第 3 号議案が 27 年度事業計画、4 号議案が予算案、それから報告としまして本会推薦副会長選挙、本会推薦理事選挙の結果報告、これは選挙管理委員会から報告いたします。

第 5 号議案が、本会推薦監事についての審議、続きまして報告事項は支部長選挙の当選者の報告、これも選挙管理委員会からご報告頂きたいと思っております。

第 6 号議案が副支部長、理事、監事の承認について、以上の 6 件が提案されております。

先ほど提案がありましたように、今日の総会は会場の都合で午後 5 時までということになっております。5 時までに終了して頂く予定ですので、限られた時間ではございますが、沢山の皆さんにご発言頂きたいと思っておりますので、要領の良いご発言をお願いしたいと思います。それから、時間もかかりますので途中で休憩を取りたいと思っておりますので、また改めてご案内をさせていただければと思います。それでは、議案につきましてはこんな風に進めたいのですがよろしいでしょうか。

－ 発言なし －

ご異議がないようですので、進めさせていただきます。

審議の内容について、でございますが、愛媛県行政書士会松山支部総会運営規程 13 条 2 項で「議長はあらかじめ招集通知に示された順序に従い議題を付議する」とあります。審議の内容については議題の付議を申しまして、議案の趣旨説明、それから議案に対する質疑応答、採決この順序で進めさせていただきます。

それで、事業報告と決算報告それと監査報告は、関連がございますので 1 号議案、2 号議案、監査報告、これを一括付議とさせていただきます。質疑応答につきましてはまとめていただき、議長の方で機が熟したと判断した段階で、個別に採決させていただきます。それから、事業計画と予算につきましても関連がございますので、3 号議案、4 号議案を一括付議と言うことで質疑応答、という順序で進めさせていただきます。それから、5 号議案、6 号議案につきましては、それぞれ報告したいと思います。それから、現在の時間ですと、4 号議案の採決の後で休憩を少し取りたいと、そんな風な予定で進めさせていただきますと思います。それから、今日の議事進行、議長と副議長で採決等がございますので、議事運営委員会もありませんので総会事務局という形で、理事さんにお手伝いいただくことにしております。ご起立ください「田之内貴志会員」「東悟会員」「入川信二会員」「木口雅貴会員」採決の際の集計で我々 2 人だけではまかないきれないところがございますので、是非ご協力を賜ってスムーズな運営を尽くしたいと思います。議事録署名人ですが、どなたかお願いできる方いないでしょうか？私がやろうという方おいでませんか？いないようでしたら、どなたか執行部の方で推薦頂ける方いませんか。

－ 執行部より推薦あり －

堀川先生、お願いします。幸後先生お願いします。それではお二人に議事録署名人ということで、後でお持ちしますのでよろしくお願いします。それから、皆さんご承認を頂かなければいけません、二人にお願いしてよろしいでしょうか。

－ 一同拍手 －

有難うございます、会場の皆さんにもご承認頂き、ご当人にもご承諾頂きましたので、進めさせていただきます。

これから、議案審議に入りたいと思いますが、特に皆さんからご発言いただくわけですが、ルールとしましてまず手を上げてください。それから、議長の許可を得てからここに二つマイクを置いていますのでこの質問席でご質問をお願いします。答弁はこちらの席でお願いします。それから、マイクの前立ってお名前を名乗っていただいた後で、ご発言いただくようお願い致します。特に議事録の関係でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは議案の審議に入ります。

第 1 号議案、第 2 号議案、監査報告一括付議とさせていただきます。執行部及び監事さんより提案、説明をお願いします。

【支部長】

議長

【議長】

はい、執行部

【支部長】

支部長の山本です。私の方から第 1 号議案「平成 26 年度事業報告」についてご説明申し上げます。事前にお配りしておりますので、全て読み上げるのではなく所要所かいつままでの説明とさせていただきます。

－ 第 1 号議案読み上げ（議案書参照） －

以上で、事業についての報告を終わります。決算につきましては会計担当の宮川理事より報告させていただきます。

【宮川会計担当理事（以下、会計担当理事）】

議長

【議長】

はい、続いてどうぞ。

【会計担当理事】

会計担当理事の宮川です。よろしくお願ひします。では、今から決算のご報告をしますのでお手元の資料 8 ページをご覧ください。

－ 2 号議案読上げ（議案書参照） －

訂正箇所：10 ページ、事務管理費の内、消耗品費に記載の Windows8 アップデート関連費は行わなかったため削除。

【議長】

はい、有難うございました。それでは、監査報告を監事さんよろしくお願ひします。

【瀬川監事】

監事を仰せつかっている監事の瀬川です。監事を代表しまして、野本会員と共に 4 月 6 日に会館 3 階で資料等を監査いたしました。

－ 監査報告 －

【議長】

有難うございます。以上で 1 号議案、2 号議案、監査報告のご説明、報告が終わりました。

これから質疑応答をお願いしたいと思ひます。まず、ものの順番からして質問からお受けしたいと思ひますが、質問でございますでしょうか？

【社会員】

あの私社ですが、去年は訳あって出席できませんでした。今年、出席させていただきましたら、今ご報告があった中で「無料相談会」これかなりの金使っていますが、松山・北条については相談員何名、相談件数何件と書いています。後の地区については相談員数が書いていません。これは、何か意味があるのでしょうか。

それと、他の地区の相談件数見ても相談件数 0 件とか 1 件とか微々たるものですが、これ今後も続けていくようですが、何か意味があるのですか。効果を聞きたいと思ひます。

【議長】

はい、有難うございました。では、執行部お願ひします。

【支部長】

まず、無料相談会について東温市と伊予市と松前町の人数です。それについてお答えします。東温市、伊予市、松前町の無料相談会につきましては、完全予約制をとっております。相談日の前日までに、それぞれから相談があるかないかの報告を受けまして相談があった場合には 2 名の相談員を派遣しております。その場合については、一人相談員について 2, 500 円日当と、1, 000 円の旅費を支給しております。ですので、0 というときにつきましては、何のお金も支給していません。相談件数が減っているのご指摘もありましたが、これにつきましては東温市につきましては 26 年度から司法書士さんの相談会も入りまして、現在、弁護士、司法書士、行政書士と 3 つの相談会が開催されております。事前に、ある程度相談内容を聞いたうえで、これは先に司法書士さんのほうにいった方がいいとか、これなら行政書士で対応できますよと言うような調整もあった結果、こういう数字になっています。伊予市、松前町については例年と変わらない件数となっております。効果についてですが、この相談会をすることによってそれぞれの社協便りとか市の広報に行政書士の無料相談と言うことで出していただいておりますので、社会貢献とかそういう行政書士制度についての PR といったそういう効果を狙って続けさせていただいております。

【社会員】

これ、全体の件数を見たら全然そういう効果が無いんじゃないか。268 名松山支部に会員が居る

わけでしょう。それぞれの所に行ったら出来るのでは。無料相談会とわざわざ支部が旗を掲げていて、このくらいの相談だったら大きなお金使ってやっても意味が無いんじゃないか。

**【支部長】**

支部長の山本です。確かに相談件数の伸びという面ではもっともっと改善の余地はあります。ただ、それぞれの会員さんが個別にどこかに行くという体制ですと、それは会員さんの業務の範囲になってしまいます。支部として何が出来るかといいますと、会場をどこかお借りしてそういう形でやるという体制を整えてやるべきかという風に考えております。辻先生のご意見もまた、貴重なご意見として頂戴いたしまして、まず今後改善していきたいと思っております。

**【社会員】**

貴重な意見としてとかはどうでもええんやけど、何か広報のためPRのためにするのだったら無料相談会こんな状態だったら、何か他のことを考える頭はないのですか。PRとか広報、かなり金つこうとるんですよ。

**【支部長】**

その点も含めて今後、次年度で検討するというふうに考えております。広報を前面に押し出すのではなく、行政書士会で松山支部全体での社会貢献これがまず第一点ということでございます。あと、予算をかなり使っているということではございますが、その点につきましてはもっと効率的な方法がないかどうかも含めまして今後の課題として検討して参ります。

**【議長】**

以上でよろしいでしょうか。他にございませんでしょうか？

**【山岡会員】**

山岡と言います。事業報告の第1号議案に研修会とか色々されていますが、参加会員が少なすぎるんじゃないかという風な件が思いつくのです。それと、今辻さんから指摘がありましたように無料相談会が0のままで回数、これはある程度書士会のネームバリューをあげるとか地位向上とか、その辺りの副次的な目的もあるかとは思いますが、やはりちょっと無料相談会が実施の割には、相談件数が0のままでこれだけの日当を出してやっていくということについての、コスト面でいかなものかというのは、色々工夫する必要があるのではないかと思います。それと、第2号議案の実績報告のほうなんですけど、見てみますと事業費が大体25パーセント、総予算の4分の1位なんですね。それと管理費、固定費的なものですがこれが大体50パーセントくらい、予算の半分くらい占めるのでしょうか。決算額の47、8パーセントですかね。予備費がですね、これも4分の1、25パーセント弱ということになって、固定費的なものは大体35パーセントか40パーセントがマックスじゃないかなと。非常にこれも、決算して縮めてから分かることなので難しいのですが、要は事業費予算が4分の1程度くらいで実行というのは甚だ活動効果がいかなものか。それは先ほどの指摘も含めてということになるのですが、もう少し効果的なやり方という中身について創意工夫をする必要があるのではないかと、その辺り費用がもう少しかかってもいいんですね。それと予備費そのものについても、大体新年度総会で28万円くらいカウントされているので、30万円前後大体そのマックスで使うのであればこの予算規模であれば、繰越額が40万円前後が適当な金額に収まるのではないかと。いう風に考えられます。財政学上ですね。そうしますと、固定費が50パーセントというのはどうあがいてもかかりすぎて、通常営利企業なら関係ないですけども、非営利事業団体ですので大体固定費的なものは大体35パーセントかマックス40パーセントまでに収まるような、努力をやはり執行する側としてはやる必要があるんじゃないかと思うのですが、その辺りはいかなものですか。感覚的なものでもいいですけど回答をお願いします。

**【議長】**

はい、ちょっと先生のご質問の最初の部分のどこなんですけど、相談件数0の所については先ほど報告がありましたように、人件費は払っていないとご認識としてはそのとおりでよろしいですね。そういう前提でお願いします。

## 【支部長】

支部長の山本です。まず研修会、交流会の参加人数が少ないというところですが、我々もここは頭を悩ましているところになかなか頭打ちが続いているというのが現状でございます。その中でも、昨年行いました第3回の研修会、ちょっと趣向を変えたものですがこれは24名と少ない中でも若干増えてきていただけているのかとということで、これからもこういった形で業務研修はある程度本会にお任せするとして、我々はこういった違う趣向の形で皆さんに楽しんでいただけるというか、違った角度で役に立つような研修会を模索していきたいという風に思っております。また、山岡会員もご出席の方賜ればと思っておりますのでよろしくお願い致します。事業費とか管理費の支出割合についてということで、これも事業費の方が確かに85万円の予算を組んでいて53万円しか支出がなかったということですが、これにつきましては結果的に旅費日当が少なく済んだというようなところ、済んではいけないでしょうけどそんなかたちで効いているというところが、ございましてこういう風な形になっております。今年も、外部講師料についてもですねクリアウッドさんなのですが、私が打診したときは本来なら30万円もらうと言われたのですが、そこを何とか値切って値切ってお願いして15万円しかないんですと泣きついたところ、15万円で作って頂いたという経緯もありまして、出すところはきちんと出したいと思うのですが、やっぱり皆さんの大切な会費ですので絞るところはきちんと絞って運営をしていきたいというふうに考えております。

管理費についてですが、これもなかなかその年々で予算が要った年、要らない年もあるかとは思いますが、定時総会の懇親会費などはどんどん使っていきたいなと、皆さんにも来ていただきたいという風に考えておりますのでそこら辺次期の執行部においてもよりきちんとして、魅力的な使い方というか皆さんに役に立つ使い方を考えていきたいという風に思っております。

先ほどの一点補足という所なんですが、広報月間で松山市と北条会場でやっている事業については、これは本会事業でありまして本会から全て予算が出ております。全てではないのですが、ほぼ100パーセント近く本会のほうの助成金でまかなっております事業で、その点だけ一点補足させていただきます。

## 【議長】

質問の中にですね、管理費これ一寸多いんじゃないかというご意見があったかと思うのですが、それに対する回答がなかったと思いますがお願いします。

## 【支部長】

管理費が支出として、割合として多いんじゃないかというご指摘なんですけど、なかなか人件費のほうも事業をやっていくうえでは掛ってくるということもございまして、例年どおりの予算計上で頑張っている次第ではございます。ここを見ますと、どうしても慶弔費等については要ったら要っただけ要るということもございまして、理事会についても最低限これだけは開催したいと思っております。そういった点も含めましてご指摘の点も多いと承知しております。これについては今後それについても考えた執行をしていきたいと思っております。

## 【議長】

財政学上の論議をされていたと思うので、会計担当理事さんその辺についてお答えしておいたらいような事がございましたら発言をお願いします。

## 【会計担当理事】

会計担当の宮川です。申し訳ございません、私は本業が税理士となっておりまして財政学は先生ほど勉強しておりませんが、感覚としておっしゃられているとおり事業費のほうが多い会計の方が、事業活動が活発で管理費がその分少なくなるという、そここのバランスが感覚よくわかるなと思いつつながら、いいご意見を頂いて良かったと思っております。やっぱり2年間私も一緒に理事をやっている支部の研修会とか、そういう懇親会とか開催してもなかなか皆さんの出席を得られずに、こちらから電話をかけて出席いただいてやっとなんか人数を集めてみたいという事事になっているので、毎回何が有り、何をしたら皆が喜んでくれるのかというような会話はずっと続けています。私は一理事なのであれなんですけど、あれでしたら皆さんからアンケートをとって何がしたいかとか、そんなことも努力しながらこのところの事業費が少しでも多くなりますように、改善していったらいいのかななんて思いながら聞いておりました。



## 【山岡会員】

予備費の多さとか、指摘指して頂いたのですがこれについても一つ。

## 【支部長】

支部長の山本です。全体の経費からすると、25パーセントの予備費は多いかなと風に感覚的に確かに多いかなと思います。今現在の単年度収支で言いますととんとん、25年度収支でプラスが出ましたが、やってきております。今後は単年度収支をにらみながら、魅力的な事業が行えるといった場合には、ここも思い切って使っていけばいいかなと。そのときのためにも、蓄えをしていくといった感じで捉えて頂ければ幸いかと思います。

## 【山岡会員】

2号議案の決算書の中に、支出の部固定費ですが内訳を見ていきますと役員報酬というのがあって、なおかつ旅費規程の方で役員さんが支部の仕事をするのに日当を払ってるんですね。昨年に、旅費規程云々で食卓費というのがあって、食事は三度三度するのでそれは落とすべきという風なことで、先日送られてきた内容を見てみますと食卓費というのは削除されていたので是正されたのかなと思ったのですが、そこに相変わらず支部業務の名目で旅費規程の支給項目で日当と書いているんですね。これは役員さんは報酬で渡しきりの定額でやっていくのが報酬であって、手当で行くのであれば、これ報酬の役員報酬の二重取りになるんですね。役員報酬については、総会の議決を経て確定していくというのが通常地縁団体のセオリーなのですが、これ役員給与と同じ性格なんですよ。旅費で支部の活動事業名を理事の業務名を挙げて還付していくというのは、それで時代の金融の流れとしては、ここ近年の民法法人の法改正の中で、国の指導なんかも社会福祉法人なんかも含めて指導しておるわけですけど、役員報酬の定額制は極力廃止せよと働いても働かなくても支給するというのは良くないから、実働に対して出さないよと。だから、むしろ役員さんもこの際ですね報酬を上げるか大幅にあげて、あなたたちが支部活動でやる活動費にいちいち日当等という二重構造で支給するのを辞めるか、若しくは報酬を全廃して業務その都度に理事さんに業務報酬を払っていくとゆう手当方式に切り替えていくと実態にそぐうのではないかと、実際役員さんも通常の業務を割いて支部活動の方に時間を割くわけですから、むしろそちらの方が理にかなっているかなと思います。特に日当の中で、選挙管理委員というのがあるんですね支出されるという、実際選挙がありました。ところが、旅費日当規程の中に選挙管理委員の支給項目がどこにもないんですね。業務名が。そうすると、これも旅費規程の違反じゃないかという問題も出てくるんです。ですから、柔軟な対応で支部活動をやっという考え方にすれば、業務手当の支給規程を旅費は旅費実費の支給という考え方にして、一般会員の協力を得ながらやっていったりとか、役員さんの業務報酬については、報酬を辞めて定額の渡しきりというのを辞めて、活動した度に支給していくという方がいいのではないかと、この辺り規程の改正、規則改正をですね検討されてもいかがかなと、むしろそうすべきであると私自身そう感じております。たちまちこれ日当の項目の52,000円ですか、選挙管理員さんへの支出は違法支出になってしまうんですね。旅費規程から見たら。そういう所も理事さん社会勉強であわせて、若いから色々な経験もしていただいて、非常に経験を積んで頂くことは非常にいいので、ただ惰性でどんどん前例主義でやっていくのであればだめなので、もっと精鋭の魅力あるやっぱり会員から見てもさわやかさとかイメージでやっていけば、やはり支部活動の催しにも会員さんからどんどん参加してくる糸口になるんじゃないかと思うんですね。その辺り、27年度以降の支部活動に期待したいと思うのです。済んだことを色々ついてもしょうが無いので、ただハッキリしていることは間違えがほころびが出てくるので、制度をもう1回根本的に見直して、再検討して頂くというのを一つ課題として27年度の支部便りにでも結構ですから、その辺り真摯に執行部の方で回答を返答して頂いたらと思います。以上

## 【議長】

はい有難うございます。今の山岡先生のご意見は色々な具体的なお意見をご指摘頂きましたけども、これはこれとして新しい執行部で検討してもらいたいという風なところで理解してよろしいでしょうか。そういう積極的なご意見ですが、支部長ご返答をお願いします。

## 【支部長】

支部長の山本です。山岡会員貴重なご意見有難うございます。また、ご指摘を頂いた所なんですけど、事務管理費の旅費日当のところというところで、選挙管理員さんについては慣例ということではなく、松山支部の旅費規程の中にですね支部長の出張命令あった場合に旅費と日当を支払うというところで、

別表 2 というのを作っておりますが、会議、出張、無料相談又は支部長が指示する用務で 2 から 8 を除くもの、これについて該当するものという理解で定額を支給させて頂いております。なるべく、今回の例もありましたのでいわゆる会務、なにがどうなっているかわからないものについて支出するというようなことは、我々も控えておまして出来るだけ項目を絞って他の理事さんより別の仕事をさせて頂いた分、これは何とか動いて頂く分は手当てしたいということで何とか旅費規程という形をとらしていただいています。また、これに甘えることなく厳しい目で執行部の中で見つめながら、皆さんに納得して頂けるものにどんどん変えていければ思っておりますので、またご意見賜ればと思います。

**【議長】**

はい、有難うございました。執行部としては、山岡先生からのご提起に対しては次の執行部に引き継いで、検討して頂くというのも含めた回答として理解してよろしいですね。

はい、有難うございました。山岡先生、それでよろしいですね。

それでは他にございませんでしょうか？

**【和田会員】**

和田と申します。私の方から意見とご質問を一点ずつさせていただけたらと思っておりますが、行事に参加する人数が少ないというのは例年議題に上がってはいるのですが、執行部の方ですね色々な案を考えて努力はされていますので参加しない我々にも問題があるのではないかとここの会場の皆様にも投げかけておきたいと思っております。

先ほど支部長は言われたのですが、支部のホームページに関してですが、本会ホームページも併せて随時活用していくということだったのですが、二つ移行していくことでしょうか、それとも今の支部のホームページは随時廃止していくということでしょうか？今後のことも含めて展望をお聞かせいただいたら、二つ管理していくのは大変かなと思っておりますので。

**【支部長】**

支部長の山本です。支部のホームページですが、私も今期で支部のほうは退任してしまいますので、個人的な意見と言うことで聞いていただければと思います。今の松山支部で独自に運営しているホームページですが、これを今後も運営していくとなるとそれなりのスキルを持った人を支部の中に置いておかなければいけないので、たまたま私が居たときにはそういういらっしゃったということで、続けてはこれなのですがこういう体制はどこかでしわ寄せが来ますので、今後は本会の中にあるホームページ、こちらの方をメインに活用していただく方が、誰が理事になってもきちんとした運営が出来るのではないかとこの風には考えておりますので、そういった面も含めまして次期執行部でまた検討していただいたらと考えております。

**【議長】**

はい、有難うございました。後一人、上杉会員さんどうぞ。

**【上杉会員】**

上杉です。もう時間がたちますので止めよかなと思っておったんですが、社会員さんの補充で一つ。

無料相談会の件なんですけどね、私東温市におりますので東温市の件なんかを見ますと、こういう相談の後に実際の受注なんかはですね、仕事を直接依頼され、そういう確率というのはどのくらいあるのですかね。それと、一点なくせとか言うのでは無しにこういう経過がずっといくのであれば行政書士の知名度アップ、その無料相談と別に他の考えも別に計画された方が良いのではないかと思います。ただ、データの的にはこの相談の後、実際仕事の受注というのはどの程度あったのか、無かったのか、それをお聞きしたいと思います。

**【支部長】**

支部長の山本です。無料相談の後に受注があったのかどうかということですが、そもそも無料相談会自体で我々に相談者からの依頼を頂くということはしておりません。どうしても個人的にですね、相談員を気に入ったということでどうしてもその人に頼みたいということがあれば、そのときにどうしても誰に相談を受けたのか知りたいということであれば、お手数ですが一度松山支部の方にお電話をくださいと、いう風に私が相談をしたときには申し上げております。今現在の所、そういった所で、

実際に問い合わせがあったというのではありません。また、こちらの方からも、その後の追跡調査も行っておりませんので、そこから受注に至ったという確率は、こちらの方では分かりかねます。

**【泉会員】**

泉と申します。簡単なことを教えて頂きたいのですが、8ページの1期末還元金、2期末還元金と書かれているのですが、これはどういった内容の還元金でしょうか。もう一つなのですが、一番最後のページに還元金対象外者として2名いらっしゃるということなのですが、この2名分が未収入金の6,000円に該当するのでしょうか。先ほどの2名の還元金対象外者の方のご入金は、支部の方に全く入金がないという認識でよろしいのでしょうか。一つ目が、1期末還元金とはどういう意味かということと、対象外者の2名分は松山支部には一切お金が入ってきてないのかということ、この二点お願いします。

**【支部長】**

支部長の山本です。まず一点目なのですが、期末還元金というのはですね、本来4月末までと10月末までに半期の会費を本会の方に納入して頂くということになっているのですが、この期日までに入金をされていらっしゃらない方が、その半期の間に遅れながらも払って頂いた場合がこの期末還元金に相当します。ですので、上半期は25名の方が期日までにお支払い頂いてない、下半期は17名の方がお支払い頂けなかった。その後払って頂いたのがこちらになります。

27ページの対象外者というのはですね、半年たっても払って頂いてない半期過ぎても払って頂かない方が、これ半期ごとに1名、1名ですが同じ方1人ということです。

この方については、還元金が入ってこないということになります。先ほどの未収金6,000円については、本会のほうで計算ミス、チェックミスもあったということで、本来入るべきものが入っていないということで、今期入金はされております。

**【泉会員】**

そしたら、最後にお問い合わせというか確認なのですが、27ページの会費を当期内に納めなければ支部還元金の対象となりません、というのは本会のご協力のおかげで一応入ってくるという認識でよろしいということでしょうか。ずっと慣例でされているので直っていないという認識でいいんですかね。一応、お金はもらえるのですよね、支部還元金という形で。

**【支部長】**

これに書いている方はもらってないです。

**【泉会員】**

あーこれは当期内というのは期末までということですか。分かりました。それと、あと当然ながら2名同じ方なんですけども、当然行政書士の資格は持たれていようかと思えます。当然ながら、行政書士会は強制加入ですので行政書士会の会費を納めて頂かないと、行政書士としての仕事をやってはいかんとおっしゃっています。ただ、支部はこの会員の方に対して徴収権というのは持ってないので、本会のほうに働きをかけて頂いて、ちゃんと期限内納付をしていただければ本会の方に支部の方から強くお願いしていただく、というようなことで、副会長になれる山本先生ご指導の程お願いします。

**【辻会員】**

今の発言者、私は去年の2期とも期限の翌日払い込みました。これは意識してです。総会だって5分の1しか来てないではないか。やっていることに魅力が無い。執行部は事業についてもなににであっても。今日の執行部で会員に参加の呼びかけをやった方居ますか。それやった結果がこれだけですか。他の会では私がやる場合は、役員は総会は年に一回で最高の機関だから出てくれと役員はみんな電話しますよ。それは年に一回の総会に5分の1の出席とは情けないのではないですか。今の会費については1年間2回とも私はやっている。

**【泉会員】**

先ほどのご意見に対して、ちょっと僕なりの意見を言わせて頂きます。正直、意識して会費を期限内に納付しない、正直なところ言語道断だと思います。それは各先生方の色々なご意見思いがあり

ますので、それを批判する気はございませんが私たちは行政書士会というルールに則って仕事をしております。当然ながら、ルールに則ってしていく。ここで、会員の先生方が参加しない、そういう風なことについては、色々執行部の方も苦勞されている、その結果当然のことながら伴わないということもあろうかと思えます。ただ、それはやったことがあるものが言えることです。やったことがないものがここでどうこう言ったところでそれはどうにもなりません。もし、先生がそれをお思いになるのであれば、執行部に入って先生が旗を振ってやってみてください。以上でございます。

－ 会場より “いまの気にいらんのじゃ” －

【議長】

気に入らないとどうかという問題ではなくて、対質というのは禁止になっていますので、会場の中で当事者同士が話し合うというのは会議じゃありませんし、議長の許可を得てから発言というのは最初に申し上げているとおり、許可無しにご発言は禁止にさせていただきます。もし、従えない場合は、退場していただきますのでそれを踏まえてよろしくお願ひします。

他にご意見はないでしょうか。

時間もかなり経過しておりますし、皆さんかなりご意見も出されたと思ひます。それでは1号議案、2号議案の採決に移りたいと思ひます。

採決のカウントをご協力お願ひしたいのですが、まずそれぞれの議案で採決をさせていただきます。事務局の方、それぞれのところで集計して副議長の所にお願ひします。棄権、反対、賛成の順でお伺ひします。

－ 第1号議案 採決 －

まず、第1号議案の集計結果の発表をします。会場、賛成56、反対1、議決権行使者、賛成109、反対0、棄権3とすることになりまして、賛成が165、反対が1、棄権が3ということになりました。第1号議案につきましては、可決承認されました。

続きまして、第2号議案の採決に移りたいと思ひます。決算報告について採決します。同じようにお諮りします。

－ 第2号議案 採決 －

集計結果が出来ましたのでお知らせします。会場、賛成56、反対0、棄権1、議決権行使者、賛成109、反対0、棄権3ということで、賛成165、反対0、棄権4ということで集計されております。決算報告につきましては賛成多数によりまして原案のとおり可決承認されたことをご報告しておきます。

それから、監査のご報告いただいたのですがこれについては特に異議がある方はお願ひします。

無いようでしたら、皆さん異議無く承認されてということで諮らせていただきます。

よろしいでしょうか。

はい、どうもありがとうございました。それでは1号議案、2号議案終了しました。議事を再開します。

それでは、第3号議案及び第4号議案を一括して付議をお願ひします。執行部からの説明、提案を求めます。

【支部長】

支部長の山本です。それでは平成27年度事業計画案について説明させていただきます。事前にお配りしておりますが、基本方針の所だけご説明させていただきます。

－ 第3号議案読み上げ（議案書参照） －

以上です、予算については会計担当理事よりご説明させていただきます。

【会計担当理事】

経理担当の宮川です。では、平成27年度の予算についてご説明します。

－ 第 4 号議案読み上げ（議案書参照） －

訂正箇所：未収金 6, 0 0 0 円の計上の関係で、  
収入計算の部、前期繰越収支差額が 1, 5 4 3, 1 9 0  
収入合計が 3, 4 9 2, 1 9 0  
支出計算の部、予備費及びその合計が 4 9 5, 1 9 0  
支出合計が 3, 4 9 2, 1 9 0  
当期収支差額が△ 1, 5 4 3, 1 9 0

【議長】

はい、それでは 3 号、4 号議案について質疑応答に移りたいと思います。同じようなご意見が出されるかもしれませんが、まず質問からお願いします。

【野崎会員】

野崎です。いつも会務みなさまお疲れ様でございます。一つご質問ですが、平成 2 7 年度の事業計画ですね、具体的にはということで 4 項目あげられております。これは、平成 2 6 年度の事業計画と全く同じもの、同じ活動をしますよということだと思いますが、それに連動しまして第 4 号議案の 2 0 ページ管理費 2 項の事務管理費、役員報酬が 2 6 年度支部長 5 万円から支部長 7 万円、副支部長 4 万円から 5 万円と、理事 2 万円から 3 万円という風に役員報酬が増となっております。他一点は、この役員報酬の増の理由をお聞かせください。そして、1 号、2 号議案の山岡会員のご指摘のとおり、予算案の 1 9 ページの事務費は合計で 2 4, 0 0 0 円の増。そして、2 0 ページ管理費の合計が 4 3 2, 5 0 0 円の増ということで、その差事務費と管理費の増の割合が、実に 1 8 倍数字になっています。この辺のお考えを先ほど山岡会員と私も同じ意見だったんですけど、事業費がさほど伸びていないにもかかわらず、管理費がこれほど伸びているということのこの理由を我々一般会員にお聞かせください。

【支部長】

支部長の山本です。まず一点目、役員報酬の増額理由ですが、これも従来の報酬額についても色々支部の内部で議論をしました。本会の方もですね、役員報酬が上がっているというところで、我々の仕事、本会の仕事、立場は違いますが、そこら辺のことも鑑みまして、それだけの仕事はきちんとしていただいているのではないかとということで増額させていただきました。

事業費と管理費の予算配分、増額が事業費が少なく管理費が多いのではないかとという所なんです。これもですねいわゆる 1 点いいわけではないのですが、さして頂きますと管理費の中で I 会議費の中で交流会費というのがございます。これを会議費に入れるのか、事業費に入れるのかということなのですが、従来こういったことは交流会に入れてきたということで、会議費に入れておりますが、どっちかと言いますと性格的にはこれを事業費に入れてもいいのではないかと、新入会員さんをサポートする事業ということで、予算を使わして頂くと封に予算を使わせて頂くとご理解をいただければと思います。ここら辺の予算をどこに入れるかということ、次期執行部で検討して頂きまして、そういった皆さんに誤解を与えないような適正な運用を図って頂きたいと思います。よろしく申し上げます。

【議長】

はい、関連でしょうか？

－ 会場より “関連です” －

どうぞ。

【野崎会員】

野崎です。先ほど本会の役員報酬が上がったから支部も増額するという答弁でしたが、これは全く合理性を欠きますね。実際本会の役員報酬を増額した際は、会則規則等検討委員会をきちんと組織しまして、その中で過去の役員の報酬額を細部にわたって審査し検討した結果、合理性を持って増額したといった経緯がございます。先ほどの支部長の答弁では、その合理性というところで、本会があげたから支部は上げる、それは理由にはならない。それでしたら、新居浜西条支部などは他の八幡浜支部とか全て上げるという結論になってしまいますので、本会が上げたから支部も上げますよと言うの

は、これは一般会員の皆様には納得できないのではなかろうかと思えます。もう少し、具体的に答弁をお願いします。

**【支部長】**

支部長の山本です。済みません、言葉足らずで大変申し訳ございません。本会が上げたイコール支部が上げただけではなくてですね、本会の役員報酬も上がったのでこれを機に我々支部の執行部の仕事についても見直して、いくらだったら適正なのか、色々な議論をした結果ですね増額が望ましいという結果に至ったということで上げさせて頂いております。確かに、本会の方は色々な検討委員会等が開催されて時間と費用を費やしたうえで、かなり綿密な議論のうえでやっていただいた経緯がございますが、我々そのような委員会を立ち上げる予算もありませんし、執行部の中で適正な議論もしていますし、今後そういう意見もあったということで適正な額はいくらになるかということも、今後議論を続けていって頂きたいという風に思っておりますが、支部長、副支部長、理事さんの年間の仕事量を鑑みても、決して高いものではないかということでご理解いただければと思います。今後も適正な執行にはさせていただきたいとご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

**【山岡会員】**

山岡です。これ今役員報酬の件で討議されとったのでびっくりしたのですが、これは規約の中でですね役員報酬は総会の中で定めるとなっているのです。これは議案として独立して計上しないと予算書の中で謳い込んだだけでは審議したことにはならないですね。これは、役員報酬の改定案の証人にはならないんですが、議案として独立して上程していただかないとだめだ。そういうことですね。だから、これ議論してもだめなんですね。役員の報酬アップは議案として独立し計上しないとだめということ。そういうことです。

**【議長】**

先生、その根拠を示してください。

**【山岡会員】**

根拠は、規則の最後の方だったと思うのですが「役員の報酬は総会で定める」とこう謳い込みがされとるんですね。支部総会でこれを定める、38条ですか、役員報酬。そうすると独立議案で出してもらわないと審議したことにならないですね。第4号議案は予算案の案ですから、総論の世界なんですね。各論についての承認ではないですね。

**【議長】**

はい、ご質問の趣旨はよく分かりました。これ、執行部の方で、今質問された内容をかみ砕いて、特に38条に関わることでありますのでよろしく。

**【支部長】**

支部長の山本です。松山支部の役員報酬規程なんですけど条文が9条までしかないのですが、もしかして本会のほうを見られてないですか。

－ 会場より“松山支部規則第38条” －

失礼しました。それに基づきましてというかそれに伴いまして、支部役員の報酬規程というものが存在します。この中で、報酬に関する手続は特に定められておりますが「総会で承認された役員報酬は毎会計年度中の理事会で支給する」という文言がございますが、過去松山支部の予算案の決定方法を見てきますと、山岡会員の質問を聞きまして私も過去に同じような質問をしたことを思い出しまして、確かに言われたとおり別々に審議するのが正しいのではないかと思います。これも慣例的にずっとやらしてきていただきました。それぞれの各報酬につきましては、金額を掲載する形で説明をして承認をしていただいております。今回、山岡会員の意見を取り入れまして聞いたうえで今後どのようなやり方が良いのか議論をしていく余地がある、という風に思っておりますので、次期執行部にしっかりと引き継いで行きたいと思っております。今回は、こういう形で提案させていただいておりますので、こちらの方で審議いただければありがたいと思っております。

## 【議長】

山岡先生、関連でしたら 1 回かまいませんのでどうぞ。

## 【山岡会員】

山岡ですけど、今の支部長の認識は全く誤りです。支部の規則が第 1 優先で細則的に運用規程というのでその下に細則が定められたりするんですが、これは本則が最優先なんでその細則に基づいて理事会で決めましたとか、そして議題として正式に上がってなかったら、規則のなかの 38 条の総会でこれを定めるというのは抵触しないんですね。だから法的にだめなんだと言うんです。それを他の方法で、細則で定めているからそれを運用しますというのは、それぞれのが誤りなんです。これはこれで、手当で闇給与闇報酬を支給することは、二重構造だから止めなさいというふうな言い方をして、できればどちらか一方にした方がいいんじゃないかと、報酬も確かにこれ理事さんが 1 年間で 2 万円なんかというのも安すぎて定額で、あなたたち仕事をするたびに業務をやっているからと言って日当を請求じゃのどうじゃのという発想は、それだったら報酬といって定めているのはいったい何ということなんです。名誉給でも何でも無いんですよ。だからその辺りの考え方を、基礎をしっかりと頭に入れて、やらないとそういう安易な方法になるんですね。上げることについては、今の金額についてやぶさかでは無いと思います。これは、何とか別の方法でとおすすめ、承認するかその辺りを検討して、これは別途でやってください。これは、予算案の議案の盛り込んであるから承認されたんだということで細則の部分まで規程及ぼすかということと全然別なんです。

## 【議長】

あの、山岡先生のご意見というかご指摘は聞かれた方は分かると思いますが、ただこの会議の進め方なんです。役員給について予算のところで役員給について、予算のところで支部長いくらにするかという提案はされております。これについて予算案で出ただけじゃだめだよと、別途議案で提出しないと無効だよと言われるんだとしたら、動議として提出していただかないと、意見として言われるとこのまま 3 号、4 号議案の採決に入りますと、採決で承認されるとこのままで承認されたことになりますから、この会議の議論進め方といいますか、議案の内容、会議をどういう風に動かそうとしているのか、その所明確に会議のルールに則ってご提案いただけますでしょうか。

## 【山岡会員】

このままで行きますと、27 年度予算案の総枠の中での計画案ですから、これで承認することはやぶさかでないんですね。そうすると、予算案の中で 27 年度予算案は 42 万円とこういうことになっています。これの中身の支部長が云々とかいう個人のやつは、議案として上程されてないのですから、上昇案については認定されません。結局、27 年度予算は 42 万のままで承認されますが、執行は旧報酬で執行されて執行残が残すようなやり方で、処理せざるを得ません。

## 【議長】

はい、ほか、どうぞ。

## 【門田会員】

門田です。誠に残念な支部長の答弁だと思います。我々は、規則を守るといった大事な役割を持った集団です。その集団がですね、規則に書かれていることを守らずに、慣例だからあるいは恒例だからという発言は、もってのほかです。これでは筋が通りません。当然今までの役員報酬の中で、役員の金額を取らざるを得ないと、金額が 42 万の承認を得たとしても、役員報酬は元の金額を採用せざるを得ないと思います。これが本筋です。これを曲げることはできんと思います。

## 【議長】

今の門田先生ご意見だけで具体的な提案とか動議ではありませんか。もし、動議なら動議ですということと明確にその内容をおっしゃってください。

## 【門田会員】

これは動議に値するものではございません。規則に違反している以上認めるわけにはいきません。この予算が承認されることは差し支えないですけども、役員報酬を改定することにはイコール

にならないと思います。そのことを踏まえて、もう一度支部長のご返答をお願い質と思います。

**【議長】**

執行部どうぞ。

**【支部長】**

支部長の山本です。まず一点なんですが、役員報酬規程を持ち出したというのは、私の誤りでございましてその中で説明していただいたのは第 3 条支払時期ということで、支払時期について決めているだけというだけで、出したために若干混乱をさせてしまったことお詫び申し上げます。支部規則の 37 条についてですが、ごめんなさい 38 条ですが支部総会でこれを定めるということなんですが、同じような答弁になってしまうのですが、例年このような形でやらしていただいております、過去にもこういう形での増枠ということで承認されて執行されているという経緯もあります。

今回、こういうことをご指摘を受けましたことにつきましては、次期執行部の中できちんとした討論をしていただきまして、どういう形でやるのが望ましいのかということの後議論いただきまして、出来れば門田先生、山岡先生がおっしゃったように一つの議案として出す形で今後検討していただきたいと思っております。ですが、今回につきましてはここにありますように、金額を提示させていただいたうえで、提案をさせていただいておりますので、枠の承認実際の額の承認といただければと思います。なおですね、これも前年度からですが同じような形で経理担当と文書担当の一万円と言うのも別枠で支給させていただくと、同じような形で出さしていただいております。

昨年度は同じように承認いただきまして、今回も執行させていただいております。決算としても承認いただいておりますので、お二人の意見嚴重に受け止めまして、今後きちんと検討していきたいと思っております。そういうことをご理解いただきましたらよろしく申し上げます。

**【議長】**

ちょっと待ってください。具体的なことがハッキリ分からなかったのですが、増額分については撤回するということですか。そうではなくて、今の提案している金額で承認してもらいたいということなんですか。

**【山岡会員】**

議案として出されているのは予算案ですから、計画案なんです。計画案について承認するのは、やぶさかではないんです 42 万円で。ただし中身が勝手に支部長 7 万円とか報酬額の改定をやっていること、このことについては全く承認も何もされてないんです。これはこれでかまいませんけど、不執行で残すという、残念ながら 27 年度は旧のままですね、執行せざるを得んのです。

来年の事業報告と、来年度の予算案で改めて役員の報酬改定なりなんなり、それと日当だかなんとか旅費の規程とか報酬の二重払いをすることがないようにですね、きちっとこの辺り整理してきちんとか対応してください。予算案は事業計画は計画案は計画案で、だから不執行で残したって別段問題のあるわけではないんです。このとおりに執行しなければいかんという押しつけはどこにもないんです。だからそこを予算とはどういうものなのか、計画案はどのようなのか。

**【議長】**

山岡先生、ちょっと。私のほうから、中身の説明をもう一回お願いしたいんですが、先生のお話は、役員の報酬は支部総会で決めるということで 38 条でなっているのだから、予算案を出しただけじゃだめだよとおっしゃって、前の金額で行くんだよということはこの総会で決まるんですか、決まらないんですか。

**【山岡会員】**

この会で決めるものでも何でも無いんです。いわゆる新年度に入って執行するときは、役員会提案については、このルールに則って検討されて議決を得てないですから上げるわけに行かないんです。

**【議長】**

上げるのと上げないではなくて、支部総会で決めるを書いてあるのを、今までどおりの金額で支払っても先生のご見解では、違反ではないというご見解ですか。



## 【山岡会員】

もちろん、今までの報酬はそれで定めて運用されているわけですから、執行は今の役員の額、現行で行かざるを得ないと、ということです。

## 【議長】

ちょっと待ってください、発言の趣旨を整理しているだけです。現行というのは支部長としては5万円ですかね。ということで、それを執行しても問題ないということですね。

はいどうぞ、執行部よろしくお願いします。

## 【支部長】

支部長の山本です。5万円という従来額なんですが、実を申しますと過去においては総会において単独の議案として承認を受けたことはないわけでありまして。となると、過去にさかのぼって違法ということになってしまいます。ですが、今回前回までもそうですが総枠ということで定めさせていただきましたので、この総枠の中で支給されると個々の額を別としまして総枠の中で支給されるという事ことについては、これはご承認いただけないかという風に思います。

## 【山岡会員】

あなたたちは、規程とか手続法とかどういう風にお考えなんですか。私は、予算案は42万円でやってもいいよとプライベート的には言いたいんですけど、過去のことも言われますけど、過去のことは既成事実として固定化されてきているので、遡って違法だからということで、厳密に言うとそれは返還命令とか返還訴訟、最大5年遡って返還してもらいましょうという訴訟をやれば出来なくはないんですよ。そういうばかばかしいことをやっても仕方が無いので、これは現在の法令できちっと照らし合わせて、独立して定めないと法的にはならないから、だから旧法で行かなければなりませんよと、不執行を残してこの予算は予算案で承認しても何もこの42万円それをそのまま認めたわけでもないですよ。不執行で含まれているし、オーバーすることもあり得るんですよ。ただ、役員の報酬というのは、別段に1条を設けられて総会で定めるとなっていますから、議案として出して決議を得ないと事項としてやらないと無効だとか言っているんです。

何もかも、だからそうやかもかに足して2で割るとか平均点で行くかという、そういうレベルの話では全くないんですよ。そこの所をあなたたちも責任もってやっている以上、自分たちのミスなんだからそこは潔く認めてそして再度出直しをする、そういう姿勢にどうしてなら無いんですか。

以上です。

## 【議長】

大変有難うございました。ご意見の内容が同じようなことの繰り返しになってきそうなので、今の執行部の回答は総枠として42万円として承認頂きたい。ということですか。例えば、皆さんご承知のように会社なんかだったら、役員報酬総額でいくら後は取締役会に一任するといったそんなこともあるんだけど、同じような趣旨のご説明なのか、それとも、この7万円で例えば報酬額ですねこれでお諮りして頂きたい、そういう趣旨なのかそこの所ハッキリしないし、異議を言われてる側も無効だと言われるんですけど、予算案としては認めてもいいけれど、執行してはいけないと、言うご意見のような感じはするんですけども、そこをハッキリとですね議案が提案されている以上、動議としてこうなんだとご提案頂きたいと言っているでしょ。だったら、採決に移ると。

－ 会場より“議長” －

はいどうぞ。どなたですか、進め方を整理したかったんで、その点について集中して頂きたいと思えます。

## 【副支部長】

副支部長の久保です。この後新執行部でまだ発表されていませんから私が発言するのはおかしいんですけども、この審議をするときは私は副支部長です。だから責任がありますけども、一応規程は見ました。総会において承認すると、個々で発言をしました。だから、何かは提案しないといけないのではないかと、いう発言はしましたけれども役員報酬規程がない。具体的な、そういうことなのでこの備考欄で内訳を書いて承認を得たらいいってことになったんですけども、執行は次期執行部に任せて頂けたらと思いますので、ここでもう時間も迫っていますので、一応総枠は承認して頂けるとあ

りがたいんですけども。執行は次期執行部で、きちんと議論して規程を設けたいと思うんです。設けないとおかしいしやっていきたいとは思いますが。

**【山岡会員】**

どうもあなたたち、私の言っていることが理解されていないんじゃないかと。平成 27 年度予算案は総額で採決されてもなあんもかまんのですよ。で、その内訳のこの、役員報酬が 42 万になっ  
とるけども 42 万でかまんのですが。ただ、42 万となっとなるから、その内訳の方まで全て承認を得  
たからこのままで全額執行しますよという発想にはならないんですよ。42 万という予算案で、執行  
については、先ほどから何度も申し上げるとおり、計画案なんだから増減が出てくるのが当たり前な  
んですよ。だからそれで対応すると。だからこの予算案は予算案で承認をくれというのはよろしいだ  
ろうと思いますよ。ただ、その額をまんま認めてくれじゃの、執行する事を認めてくれだの一步踏み  
込んだ発言をされると、それは役員報酬の了承案だから議論しないとだめでしょってこう言ってるわ  
けです

**【副支部長】**

久保ですが、次期執行部に執行はお任せ頂けませんかということ。全部をこのとおりに認めてく  
ださいと言ってないんです。撤回をしてくださと言われてれば、そういう風にしか言えないんです。  
けど、役員報酬は総会の承認を得るということは事実書かれていますので、そこはきちんと私は守  
りたいと思います。だから、議題として提起するのが正しいのか、役員報酬規程をきちんとしてこの  
改定を上程するのか、そのの所は次の執行部で検討してきちんとした形で進めさせていただければと  
思います。

**【議長】**

あの先生、同じようなことは

**【山岡会員】**

同じなんですよ。だから、この仕舞いの付け方はですね。

**【議長】**

ちょっと発言を辞めてください。同じような論議が繰り返されて聞いている人が嫌気がさしている  
ようですので、中身の問題、進行についてですね、議論の進行についてどうするのか。具体的に先ほ  
ど申し上げましたように、動議として提案されるのか、この予算案は無効だとそもそもおっしゃる  
のか。何が提案の趣旨なのか。執行部に対する説教も結構です。誤りを認めなさいと言うご意見もけ  
っこうです。でも、具体的にこの総会の中で先生がどういう風なことを決めてもらいたいのかと言う  
ことをまとめてお願いします。もう、それを最後にして頂きたいと思います。

**【山岡会員】**

なんで、私の言っている事が理解されないのか。だから予算案は予算案で承認とるなら承認とって  
いいですよと。けどもこの金額そのものについて 42 万円内訳認められとったら、執行も全て中も  
全て認められたんだと 7 万円とか 5 万円とか認められて承認を得たんだとなりませんよと。

旧のあれでしか執行のしようがありませんよと、当然これは不執行残というのが出てきますよと。  
だからそういう含みを入れて、納得して了承するのだったら支障ありませんと。議決してなんら、そ  
ういうことなんですよ。

**【議長】**

新しい人のご発言があるので、どうぞ。

**【荻山会員】**

荻山です。これですね執行部さんのほうから 5 万円を 7 万円に上げたい。支部長手当をね。理事さ  
んのも値上げしたいんだということ。執行部のほうから一個付け足しの、出来るかどうか知りませ  
んよ、規定上出来るかどうかわかりませんがそちらの方から出してもらうべきではないでしょうか。そ  
れでね、先に値上げについての決もらいもらった決議についてこの予算書が執行されるように決議  
をもらう形にしたら綺麗ではないかと思うんですけどいかがですか。

## 【議長】

それは、動議ですか。それは分かるんですが、執行部としては出されているのは予算案の中に報酬額を記載してこれで審議して頂きたい。それで総会に諮ったことになるということに、そういう腹づもりで提案されているように聞こえるんです。ですから、そこの所が違うかどうかということですよ。

はいどうぞ。

## 【門田会員】

門田です。議長さんの言われることもわかるんですけどね、この問題については山岡筋が通っているんですよ。執行部の方の返答としては、予算は予算で通して頂いて役員報酬については従来そのままですとさせていただきますという返答したら、それで終わりなんです。筋がとおる形にすることが肝要だと思います。議論がかみ合っていないので話にですね、執行部の方の理解が低過ぎるのです。法的に理解が低過ぎるのです。7万円の実施をしてですね、会員から返還せよと裁判でもされたらどうします。対応の仕方ないですよ。もっと真剣に考えていただきたいと思います。

## 【東会員】

東です。進め方ということなんですけれども、今回はたまたま役員報酬を増額したのでその手続についてどうなのかということが発覚したわけですよ。

これまで慣例としてですね金額を上げる上げないに拘わらず、予算書の中に盛り込んで執行してきたという風なことでそれはいかがなものかと、先生からご指摘があるということなんですけれども、役員報酬の決め方としてですね、総枠の中に盛り込んでというのはいかがなものかと、これは当然私的だと思うんですね。これは発覚したのは今日発覚したのだから、次回からですよ、第何号議案ということで設けて、これこれこういう理由で増額したいのでお諮りしたいという形で、来年からこれを改めると、今回はこの方法で、ただし何で7万円になるのかとしっかり説明したうえで、慣例として今回はこのやり方でやらしてもらえませんかというのが、いいのではないかと私は思います。

本会のほうで役員報酬を上げたという経緯がですよ、日常的な会務手当というのを全廃してこれを役員報酬の中に盛り込むという経緯があります。同じような運用で、支部の方で運用するのであれば、これは方法として今回はこの方法でやるというのであれば、何ら合理性を欠くというものではないと私は思いますので、そういった運用の仕方も、そういったご説明するのも一案じゃないかと思えます。

## 【副支部長】

久保です。さきほどから私がハッキリ言えないのは、次の議案になりますのでここでご挨拶は出来ないからそのように言っているんですけども、この予算は通していただいても次期執行部の執行の仕方、役員報酬の支給の仕方これは任せていただきたい。というのは山岡会員や門田会員の言うとおりに不備はあると思いましたが発言させてもらったのです。来年度の総会のときに、きちんと役員報酬を上げるのであればその根拠と、きちんとしたのを出して、上程したいと思えます。そういうことでよろしいでしょうか。だから、今の報酬のとおり今年度は払うと支給すると、そして理事会の旅費が二重だというのであれば、そこの所も検討する一つの検討課題を出されたということで、これは私1人で決めることは出来ないで理事会で皆で検討していく。支部長が独断で判断するというものではないので、そういう風に理事会で検討していきたいと思えます。

## 【支部長】

支部長の山本です。時間も無いので手短にお話しをさせていただければと思います。私も今期で降りる身ですので若干奥歯にもものはさまった言い方しか出来ませんでした。次期支部長を予定されております久保さんの方から、このようなご発言もありましたので、今回総枠についてはこのままご承認いただいて、執行については次期執行部できちんとした形を検討していただけるということでご理解いただけたらと思います。

## 【議長】

今のような答弁をいただいたのですが、質問された方そのようなことでご理解いただけますか。この問題だけでなくまだ少しありますので、以上でこの論議については綴じさせていただきます。3号議案、4号議案についての採決に移りたいと思えます。

3号議案の採決を行います

－ 3号議案の採決 －

4号議案の採決を行います。

－ 4号議案の採決 －

3号議案について発表します。会場、賛成の方53名、反対の方0名、棄権3名です。議決権行使書、賛成109、反対0、棄権3ということで、賛成が162、反対0、棄権6ということで原案どおり可決承認されましたのでご報告しておきます。

4号議案について発表します。退出者がおいでたようで数値が変動しておりますが、会場が、賛成51、反対が2、棄権が4でございます。議決権行使書、賛成109、反対0、棄権3ということで、議案に対する賛成160、反対が2、棄権が7ということで賛成多数ということで4号議案が可決承認されたことを報告しておきます。

時間がございませんので急いで行きます。

まず、報告ですが本来選挙管理委員長から報告を受けて、ご報告する予定なのですが、本会副会長候補及び本会理事候補の当選者について発表をお願いしたいのですが、選挙管理委員長よろしいでしょうか。

【上谷進選挙管理委員長（以下、選挙管理委員長）】

選挙管理委員長の上谷でございます。やっと私の出番が来ましたが、5時までですが大丈夫ですか。

【議長】

大丈夫ではありません。早くやってください

【選挙管理委員長】

初めての郵便投票選挙をさせていただきました。私も実は去年出席しておりませんでしたのでどうなるかわかりませんでしたけども、選挙管理委員5名が立候補者及び代理人の目の前で開封作業を、5月19日に行いました。きちっと数字も出ておりますので、これから発表させていただきます。

【議長】

本会副会長及び理事候補者。

【選挙管理委員長】

ではですね、副会長候補者の発表を行います。投票総数が169票でした。有効投票数が162票です。無効投票数が7票です。何も書いてないとか立候補者以外の名前が書かれておりました。候補者別の得票数です。山本大樹候補者110票、門田良公候補者52票、以上によって当選者は、山本大樹会員となりました。

【議長】

続きまして、本会理事候補者の発表をお願いします。

【選挙管理委員長】

本会理事候補者3名ですね。投票総数が168票でした。有効投票数160票、無効投票数が8票同じように白紙、候補者名が違うのがございました。候補者別の得票数です。和田修候補者77票、西川武春候補者27票、小池和史候補者33票。和田修会員、西川武春会員、小池和史会員の3名が確定しました。

【議長】

ご報告のように、本会副会長当選は山本大樹会員さん、理事候補は和田修さん、西川武春さん、小池和史さんこの3人ということでお受けします。皆さん拍手をお願いします。

－ 一同拍手 －

急いでおりますので、支部長選挙についてもお願いします。  
報告事項 2 の方に移ります。

【選挙管理委員長】

お一人しか立候補がございませんでしたので、当選者は久保美代子会員です。以上でございます。

【議長】

時間がありませんので、当選証書は後でお渡しください。

【選挙管理委員長】

いやです。

【議長】

皆さん早く、当選者は前に出てください。

【選挙管理委員長】

－ 当選証書交付 －

【議長】

第 5 号議案ご提案をお願いします。本会幹事候補者の推薦でございます。

【支部長】

支部長の山本です。第 5 号議案本会幹事候補者の推薦について、愛媛県行政書士会松山支部本会役員等候補者の選出に関する規程第 4 条第 3 号の規定に基づき、以下の者を愛媛県行政書士会役員・監事選任規則第 2 条第 1 項第 4 号に規定する監事候補者として推薦いたします。総会における議決を求めます。

監事候補者のお名前、白石豪さん。白石先生におかれましては、入会以来各総会にも積極的に参加されておりまして、税理士も兼業で会計にも精通されているということで適任者としてご推薦申し上げます。

【議長】

はい、有難うございます。直ちに採決を行います。

－ 第 5 号議案採決 －

全会一致で賛成可決となります。有難うございます。

次に第 6 号議案に移ります。副支部長及び理事、監事の承認について当選された新支部長より氏名をお願いします。

【久保美代子新支部長】

このたび、松山支部の新支部長に就任させていただきます久保です。本来ご挨拶させていただかないといけないのですが、時間の都合ですぐ次期執行部を読み上げさせていただきますので、承認採決をお願いしたらと思います。

副支部長 岡田 学、福岡 將志  
理 事 宮川 晶子、大政 英司、和田 修、西川 武春、  
田之内 貴志、永易 里香、盛川 心輔  
監 事 野本 真由美、泉 竜之祐

規程の役員上限でやらさせていただきます。

【議長】

はい、これは新しい支部長さんからの指名でございます。直ちに採決しておきたいのですが、質疑応答は省略させていただきます。これは、承認していただけるものと思いますが拍手でご確認お願い

します。新しい役員の皆様は大いなる期待を込めまして大きな拍手をお願いします。

－ 一同拍手 －

はい、有難うございました。時間を超過しての議事進行となつてしまい誠に皆さんにご迷惑をおかけしました。しかしながら、皆様の熱心なご討議はこれからの松山支部の活動の源になるだろうとおもいます。新しい執行部に対する課題もかなり提案されていってると思います。そういうことで、つたない議長団ではございますが以上をもちまして平成 27 年度松山支部総会閉会をいたします。みなさんどうもご協力ありがとうございました。

【司会】

それでは、能田会員、川添会員有難うございました。拍手をお願いします。

－ 一同拍手 －

閉会の辞を岡田理事をお願いします。

【岡田学理事】

長らくのご審議有難うございました。それでは平成 27 年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会を終了させていただきます。有難うございました。

以上で議案の審議を終了し、17時10分に議事を終了した。

上記の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議長及び議事録署名人は、下記に署名押印する。

平成 27 年 5 月 23 日

平成 27 年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会

議 長 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)